

2025年7月22日

各位

会社名 株式会社ナカボーテック  
代表者名 代表取締役社長 宮地 誠  
(コード番号: 1787 東証スタンダード市場)  
お問合せ先 常務執行役員 管理本部 副本部長  
兼 総務部長 浅木 直嗣  
TEL. 03-5541-5801  
[soumuir@nakabohtec.co.jp](mailto:soumuir@nakabohtec.co.jp)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年8月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,927株
(3) 処分価額	1株につき 5,400円
(4) 処分総額	10,405,800円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役 3名 1,927株 ※ 社外取締役を除きます。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年6月27日開催の当社第82期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式による報酬の総額を年額74百万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は40千株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

ります。

本日、当社取締役会により、当社第82期定時株主総会から2026年6月開催予定の当社第83期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、対象取締役3名に対し、金銭報酬債権合計10,405,800円を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式1,927株を処分することを決議いたしました。なお、各対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社における各対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各対象取締役が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3. 割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約に基づき当該対象取締役に割り当てられた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、2025年7月から対象取締役が当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任日の翌をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

#### (4) 株式の管理に関する定め

対象取締役は、大和証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座

の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとする。

#### (5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、2025年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとする。また、当社は、当該組織再編等効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年7月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である5,400円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上